

(案)

グローバル人材育成事業「UCLプログラム派遣事業」  
航空券等手配業務委託契約書

委託業務の名称 グローバル人材育成事業「UCLプログラム派遣事業」航空券等  
手配業務委託  
契 約 金 額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)  
委 託 期 間 自 契約開始日  
至 令和8年9月30日  
契 約 保 証 金 金 円也

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「  
」  
を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、この契約書に定めるものの他、グローバル人材育成事業「UCLプログラム派遣事業」航空券等手配業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務を履行しなければならない。ただし、履行に必要な関連業務及び付随業務を含むものとする。
- 2 乙は、頭書の委託期間内に委託業務を完了しなければならない。
- 3 乙は、本業務を着手した際には、着手届（別記第1号様式）を甲に提出するものとする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を譲渡し、承継させ、又は担保にしてはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(秘密保持)

- 第5条 乙は、本契約期間中又は期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(案)

2 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- 一 公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
- 二 第三者から適法に取得した事実
- 三 開示の時点ですでに保有していた事実
- 四 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(一般的損害)

第6条 成果品の引渡し前に生じた成果品、資料等についての損害は、甲の責に帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 本契約の履行に関して、第三者に損害を及ぼした場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合には、その負担について甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第8条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が履行期限までに委託業務の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に履行が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により履行期限を延長すると認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに必ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延日数1日つき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(事故等報告)

第9条 乙は、委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しその指示を受けること。

- 2 乙は、甲の指示に基づき速やかに必要な処理を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(委託業務内容の変更)

第10条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、甲及び乙が変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びそのほか契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額については甲乙協議して定める。

(案)

(事情変更による契約内容の変更)

- 第 11 条 契約締結後において、天災地変そのほか不測の事故又は経済状況の激変により、契約内容が著しく不当と認められるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手と協議の上、契約金額、履行期限そのほか契約の内容を変更することができる。
- 2 前項の場合において、甲又は乙が損害を受けることがあっても、原則として甲又は乙は責任を負わないものとする。

(引渡し)

- 第 12 条 乙は、委託業務を完了したときは、完了届（別記第 2 号様式）に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、委託業務完了後遅滞なく実績報告書（別記第 3 号様式）に委託業務に係る支出の内訳を明らかにした収支決算書（様式任意）を添えて甲に提出するものとする。
- 3 収支決算書は、入札時の金額との整合のため、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、決算額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- 4 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に検査をしなければならない。

(支払うべき金額の確定)

- 第 13 条 甲は、第 12 条第 2 項の実績報告書の提出を受けた後、前条の規定により提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、これを乙に通知しなければならない。支払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も、同様とする。
- 2 金額の確定に当たっては、収支決算書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって確定額とする。

(委託料の支払い)

- 第 14 条 乙は、第 12 条第 4 項の規定による検査に合格したときは、請求書（別記第 5 号様式）により、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めるときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。
- 4 乙は、委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として、概算払請求書（別記第 4 号様式）を提出することができる。この場合において、甲は、当該請求が適当であると判断したときは、支払を行うことができる。

(案)

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 甲の指示に従わないとき。

二 乙が、この契約に定める条項に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

三 乙が、この契約に定める業務を履行しないとき、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。

四 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に契約履行の見込がないとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(案)

(契約が解除された場合等の違約金)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額（総価）又は契約解除部分相当額に年 2.5 % の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第 17 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 号第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(案)

(個人情報保護)

第 18 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外事項)

第 19 条 本契約に関する事項及び本契約に定めのない事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 20 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 日

甲	住所	福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
	氏名	福島県 福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次
乙	住所	
	氏名	
	代表者	

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。  
2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確

認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。

## グローバル人材育成事業「UCLプログラム派遣事業」航空券等手配業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、グローバル人材育成事業「UCL<sup>※</sup>プログラム派遣事業」（以下、本事業）の交通・宿泊・旅行保険計画の立案、業務に関する基本的な事項を定め、この業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

※ ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン

参考 URL : <https://www.ucl-japan-youth-challenge.com/jp/join-us/>

### 2 本事業の概要

本県の高校生が、「UCL-Japan Youth Challenge」に参加し、世界トップクラスの講師陣による講義を体験したり、様々な活動とイベントを通して文化交流したりすることで、挑戦するマインドの構築を図り、「ふくしま」の復興プロセスと未来像を自分の言葉で世界に発信できるグローバル・リーダーを育成する。

#### (1) 研修概要

ア 派遣期間

令和8年7月23日（木）～8月3日（月）12日間（日本時間）

イ 参加予定人数

大人4名（生徒3名及び引率教員1名）

ウ 研修行程

月日	行程	宿泊場所	食事
7月23日（木）	福島駅集合・発 （東京駅経由） 羽田空港近郊のホテル着	羽田空港近郊のホテル	夕飯は自己負担
7月24日（金） 日本時間	羽田空港近郊のホテル発 羽田空港着・発 ロンドン・ヒースロー空港着 ※現地時間 16:00 までに到着		機内食
7月25日（土） ～8月2日（日） イギリス時間	UCL-Japan Youth Challenge 2026 への参加	UCL-Japan Youth Challenge 実行委員会 による手配	
8月2日（日） イギリス時間	ロンドン・ヒースロー空港発 ※現地時間 16:00 以降に出発		機内食
8月3日（月） 日本時間	羽田空港着 （東京駅経由） 福島駅着・解散		

### 3 委託内容

(1) 上記研修概要に基づく研修場所への渡航、国内移動、国内宿泊に必要な手配を行うこと。詳細は以下のとおりとする。

ア 航空券代金、燃油サーチャージ料、国際空港使用料、海外空港諸税、福島駅～羽田空港間の交通費及び手配手数料等を委託料として精算し、航空券等の手配をすること。

※ 海外旅行保険、機内食以外の食事代は含めない。

イ 航空便名、出発日、到着日、出発時刻、到着時刻を明記した行程表を提出すること。

- ウ 直行便を原則とし、経由地は渡航者の負担を考慮し、最低限の回数とすること。
- エ 経由地では、乗り継ぎに十分な時間を確保すること。
- オ 往路及び復路の本邦出発、到着時刻は早朝や夜の時間帯をなるべく避けること。
- カ 航空機の座席については参加者全員がエコノミークラスかつ、隣席を確保すること。
- キ 福島駅～羽田空港間の交通手段は、公共交通機関を利用し、うち福島駅～東京駅間は新幹線（指定席）を利用し、まとまった座席を確保すること。
- ク 引率教員が、旅行者、福島県教育庁高校教育課、生徒との緊急連絡体制を確立し、連絡手段として現地で使用できる携帯電話1台（引率教員用、5時間以上の無料通話期間を含む）及びモバイルWi-Fiルーター4台（生徒・引率教員用）を準備すること。
  - ※ 生徒は私用携帯電話も利用。
- ケ 全ての往復の新幹線・航空券等は出発2週間前までに発券の上、引率教諭、参加生徒及びその保護者へ電子チケット等により届けること。
- コ 見積額には、見積日時点でのレートを適用すること。
- サ 旅行中の事故防止及び不足の事態における対処に最善の努力を講じること。
- シ 見積書作成時に管理費を設ける場合、非課税額分の合計から算出すること。
  - ※ 二重課税を防ぐため。

- (2) UCLプログラム参加費として、£3,000k×参加者4名分を主催者の指定したイギリスの銀行に送金すること。委託料には、UCLプログラム参加費及び海外送金手数料を含めること。
- (3) 受託者は、引率教諭、参加生徒及びその保護者向けに、出発3週間までに「行程表」を作成し、研修行程、安全対策、保険等に関する説明会を実施すること。なお、開催日時や会場については、委託者と受託者の協議の上、決定し、委託者が運営を行う。

#### 4 成果品

- (1) 上記2（1）に基づく研修場所への渡航、国内移動、国内宿泊に必要な手配を行ったことがわかる資料（航空券の写し、新幹線等の切符の写し、携帯電話及びWi-Fiルーターの使用申込書や写真等）
- (2) UCLプログラム参加費の送金ができる資料
- (3) 参加生徒及び保護者に向けた説明会を実施したことがわかる資料（行程表、写真等）

#### 5 その他

- (1) 概算費用に対する考え方
  - 本仕様書の「3 委託内容」(1)-アの燃油サーチャージ料、国際空港使用料、海外空港諸税、(1)-クの携帯電話使用料及び(2) 海外送金手数料については、為替レートや使用状況に応じて金額が変動するため、契約を締結する場合は概算契約として取り扱う。
- (2) 追加費用に対する考え方
  - 本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。
- (3) 仕様変更
  - 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。
- (4) 仕様書記載外の事項
  - 本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、県と受託者が協議して定める。

(案)

別記第1号様式

## 着手届

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

受託者

所在地

名称

代表者

下記委託業務は、令和 年 月 日付けで着手しましたので届け出ます。

記

- 業務名 グローバル人材育成事業「UCLプログラム派遣事業」  
航空券等手配業務委託
- 委託料の額 金 円
- 委託期間 着手 契約開始日  
履行期限 令和 年 月 日

(案)

別記第2号様式

## 完了届

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

受託者

所在地

名称

代表者

下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので報告します。

記

- 業務名 グローバル人材育成事業「UCLプログラム派遣事業」  
航空券等手配業務委託
- 委託料の額 金 円
- 委託期間 着手 契約開始日  
完了 令和 年 月 日
- 成果品 別紙のとおり

(案)

別記第3号様式

## 実績報告書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

受託者  
所在地  
名称  
代表者

下記委託業務の実績について報告します。

記

- 1 業務名 グローバル人材育成事業「UCLプログラム派遣事業」  
航空券等手配業務委託
- 2 収支決算書 別紙のとおり

※ 収支決算書は、入札時の金額との整合のため、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、決算額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(案)

別記第4号様式

## 概算払請求書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

受託者  
所在地  
名称  
代表者

このことについて、下記のとおり請求します。

記

1 業務名 グローバル人材育成事業「UCLプログラム派遣事業」  
航空券等手配業務委託

2 概算払請求額等

契約金額	受領済額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	

3 概算払を要する理由

【本件責任者及び担当者】 氏名：  
連絡先：

(案)

別記第5号様式

## 請求書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

受託者  
所在地  
名称  
代表者

このことについて、下記のとおり請求します。

記

1 業務名 グローバル人材育成事業「UCLプログラム派遣事業」航空券等  
手配業務委託

2 請求額等

確定額	受領済額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	

【本件責任者及び担当者】 氏 名：  
連絡先：